

# 後期高齢者医療制度

## 75歳以上の高齢者が対象 新医療制度に変わります

老人医療費が年々増大する中、現役世代と高齢者世代も負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、七十五歳以上の高齢者を対象に新しい高齢者医療制度が始まります。

これまで七十五歳（一定の障害があると認定された方は六十五歳）以

上の方は国民健康保険や会社の健康保険などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていました。四月からはこれまで加入していた医療保険制度を抜けて、新たに独立した医療保険制度「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。

平成20年3月まで

### 老人保健制度



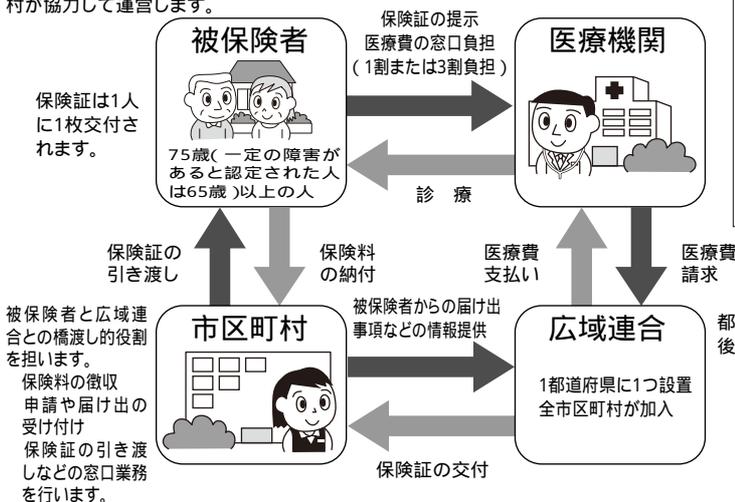
平成20年4月から

### 後期高齢者医療制度



### 後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、すべての75歳（一定の障害があると認定された人は65歳）以上の人が加入し、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合と市区町村が協力して運営します。



都道府県単位ですべての市区町村が加入します。後期高齢者医療制度を運営する保険者となります。保険料の決定、医療を受けたときの給付、保険証の交付などを行います。

### 新しい保険証が交付されます

後期高齢者医療制度の被保険者には、新しい後期高齢者制度独自の保険証を一人一枚交付します。老人保健制度で交付していた医療受給者証は廃止されます。新しい保険証には自己負担割合が記載されていますので医療を受けるときは必ず提示してください。

平成20年4月からは、この保険証1枚で（3月中に郵送します）

〔見本〕

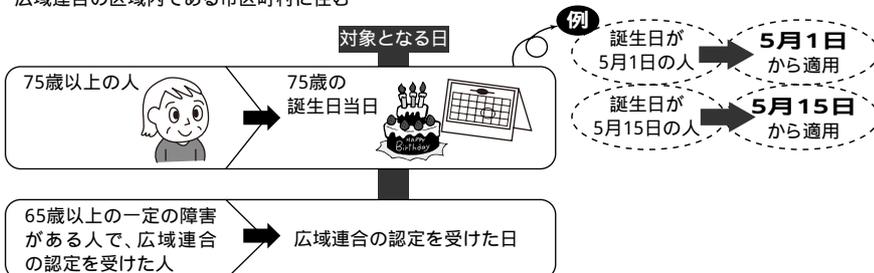


カードサイズ(縦54ミリ×横86ミリ)

実物とは異なる場合があります。

### 75歳以上の方は全員被保険者です

広域連合の区域内である市区町村に住む



### 国民健康保険組合などの被扶養者だった方も被保険者です

75歳（一定の障害があると認定された方は65歳）以上の方はすべて住んでいる市区町村が加入している広域連合の運営する後期高齢者医療制度の被保険者となります。

これまで国民健康保険や会社の健康保険などの被保険者だった方、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者だった方も後期高齢者医療制度の被保険者となります。

